

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

第3回総会

別冊資料



きら
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

<目次>

【総務企画専門委員会審議事項】

- (1) 青の煌めきあおもり国スポつがる市遺失物・拾得物取扱要項の改正について …………… 1
- (2) 青の煌めきあおもり国スポつがる市売店募集要領 …………… 10

【競技式典専門委員会審議事項】

- (1) 青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信業務実施要項 …………… 15
- (2) 青の煌めきあおもり国スポつがる市開催競技旅費等支給規程 …………… 17
- (3) 青の煌めきあおもり国スポつがる市炬火イベント実施要項 …………… 19
- (4) 青の煌めきあおもり国スポつがる市式典実施要項 …………… 20

【宿泊衛生専門委員会審議事項】

- (1) 青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当料金 …………… 22
- (2) 青の煌めきあおもり国スポつがる市救護所設置計画 …………… 23

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則 …………… 24

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会委員名簿 …………… 29

青の煌めきあおもり国スポつがる市遺失物・拾得物取扱要項の改正について

令和 7 年 4 月 23 日付け青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会第 1 回常任委員会において審議（決定）した標記要項について、下記のとおり改正するものである。

記

遺失物・拾得物（落とし物）について、令和 7 年 6 月に開催した競技別リハーサル大会（第 75 回東北高等学校柔道大会）において、届出の処理、遺失物の返還等を競技会場の受付担当が行ったところであるが、取扱書類が複雑多岐にわたることから手続きの簡略化を求める意見が出されたところである。このことから、先催市の取扱いを調査・検討した結果、滋賀県草津市を参考に取扱書類（様式）を全て改正するとともに、関係条文の一部を改正するものである。

青の煌めきあおもり国スポつがる市遺失物・拾得物取扱要項の一部を改正する要項

（傍線部分改正）

改正後	改正前
<p>3 届出の処理</p> <p>(1) 拾得物の届出を受けた場合は、<u>拾得者の面前で拾得物を確認のうえ、拾得者の氏名等必要事項を聴取し、拾得物届出管理台帳（様式第 1 号）に記入するとともに、拾得物に拾得物個票（様式第 2 号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。</u></p> <p><u>(2) 拾得者には、拾得物に係る権利の意思及び遺失者に対する氏名等告知同意について確認したうえで、拾得者が交付を希望しない場合を除き、拾得物預り書（様式第 3 号）を作成し、その写しを交付する。</u></p> <p><u>(3) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失者の氏名等必要事項を聴取し、遺失物届出一覧表（様式第 4 号）に記入する。さらに、拾得物届出管理台帳と照合し、該当する<u>拾得物</u>がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。</u></p>	<p>3 届出の処理</p> <p>(1) 拾得物の届出を受けた場合は、<u>拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）及び拾得物閲覧簿（様式第 4 号）に記入し、拾得物閲覧簿を閲覧に供する。この場合において、拾得物に拾得物個票（様式第 5 号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。</u></p> <p><u>(2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 6 号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第 7 号）を交付するとともに遺失物一覧簿（様式第 8 号）に記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する<u>物件</u>がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。</u></p>

4 遺失物の返還及び拾得者への連絡

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第5号）を作成し、遺失者本人の署名を受けて返還する。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第6号）を受領した後に、運転免許証等で遺失者の代理人本人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受けて返還する。
- (3) 前2号により返還する場合、拾得者が拾得物に係る権利を希望し、かつ、氏名等告知に同意しているときは、拾得者の氏名等を遺失者に告知し、拾得者に対する報労金の支払義務等があることを説明する。
また、拾得者が氏名等告知に同意していない場合には、拾得者に対し、返還した旨を連絡する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物及び関係書類を速やかに実行委員会に引き継がなければならない。
- (2) 実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物について、拾得物届出書（様式第7号）を添えて所轄警察所に届け出るものとする。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に届け出た後に、遺失の申し出があった場合は、拾得物届出管理台帳と照合し該当する拾得物があるときは、所轄警察署に届け出た旨を申出者に説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第9号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第10号）を受領した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第11号又は様式第12号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。ただし、会場総務係は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第13号）を添えて所轄警察所に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

様式第1号

様式第1号

競技名 _____
 競技会場 _____

拾得物届出管理台帳

番号	物件の種類および特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利および告知同意	拾得および交付の日時・場所
	現金(内訳)	物品			
	総額 円		氏名 住所 電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 <input type="checkbox"/> 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所
	(内訳: 金種×枚数)				交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所
	総額 円		氏名 住所 電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 <input type="checkbox"/> 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所
	(内訳: 金種×枚数)				交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所
	総額 円		氏名 住所 電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 <input type="checkbox"/> 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所
	(内訳: 金種×枚数)				交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所
	総額 円		氏名 住所 電話	<input type="checkbox"/> 全権利主張 <input type="checkbox"/> 権利放棄 <input type="checkbox"/> 一切の権利 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権 氏名等告知同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	拾得日時 年 月 日 時 分頃 拾得場所
	(内訳: 金種×枚数)				交付日時 年 月 日 時 分頃 交付場所

※1 拾得物に関する権利(報労金、所有権、費用請求権)を放棄する場合にはチェックを入れる。
 ※2 拾得者の氏名、住所及び電話番号を遺失者に告知することの同意についてチェックを入れる。
 なお、同意しない場合は、報労金および費用の請求に関する権利を希望できないことを拾得者に説明すること。

様式第1号

様式第1号 競技名(種別) _____ 受理会場 _____

拾得物受理書

受理番号	第 号																							
受理日時	年 月 日 () 時 分																							
拾得日時	年 月 日 () 時 分頃																							
拾得場所																								
拾得者	住所	〒																						
	氏名	フリガナ																						
物件	現金	金額内訳																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>金種</th> <th>数</th> <th>金種</th> <th>数</th> <th>金種</th> <th>数</th> <th>金種</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円</td> <td></td> <td>5,000円</td> <td></td> <td>2,000円</td> <td></td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100円</td> <td></td> <td>50円</td> <td></td> <td>10円</td> <td></td> <td>5円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		100円		50円		10円	
金種	数	金種	数	金種	数	金種	数																	
10,000円		5,000円		2,000円		1,000円																		
100円		50円		10円		5円																		
物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)																						
		点数																						
権利放棄の意思	上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。																							
氏名等告知の同意	遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																							
拾得物返還通知書の希望	拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入																							
拾得者の権利	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権																							
備考	上記の物件を預かりました。 _____ 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長 拾得物取扱担当者氏名 _____ (自署) ※ 拾得物取扱担当者氏名がないものは無効																							

※ 太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

様式第2号

様式第2号

拾得物個票	
受理番号	第 号
受理日時	年 月 日 時 分頃
拾得日時	年 月 日 時 分頃
拾得者	
物件	現金
	物品
拾得取扱 担当者氏名	

様式第2号

様式第2号 競技名(種別) _____ 受理会場 _____

拾得物受理書(控え)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察署から拾得者様宛に拾得物の通知をする場合があります。

受理番号	第 号																																									
受理日時	年 月 日 () 時 分																																									
拾得日時	年 月 日 () 時 分頃																																									
拾得場所																																										
拾得者	住所	〒																																								
	氏名	フリガナ 電話 自宅 日中連絡先																																								
物件	現金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">総額</th> <th colspan="8">金額内訳</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>数</th> <th>金額</th> <th>数</th> <th>金額</th> <th>数</th> <th>金額</th> <th>数</th> <th>金額</th> <th>数</th> </tr> <tr> <td>10,000円</td> <td></td> <td>5,000円</td> <td></td> <td>2,000円</td> <td></td> <td>1,000円</td> <td></td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100円</td> <td></td> <td>50円</td> <td></td> <td>10円</td> <td></td> <td>5円</td> <td></td> <td>1円</td> <td></td> </tr> </table>	総額		金額内訳								金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円		100円		50円		10円		5円		1円	
	総額		金額内訳																																							
	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数																																
	10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円																																	
100円		50円		10円		5円		1円																																		
物品	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>種類</th> <th>特徴(形状・模様・材質等)</th> <th>点数</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	種類	特徴(形状・模様・材質等)	点数																																						
種類	特徴(形状・模様・材質等)	点数																																								
権利放棄の意思	<p>上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長 拾得者氏名 _____ (自署)</p>																																									
氏名等告知の同意	遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																																									
拾得物返還通知書の希望	拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入																																									
拾得者の権利	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権																																									
備考	上記の物件を預かりました。 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長 拾得物取扱担当者氏名 _____ (自署) ※ 拾得物取扱担当者氏名がないものは無効																																									

様式第3号

様式第3号

拾得物預り書

受理番号	第 号										
受理日時	年 月 日 () 時 分										
拾得日時	年 月 日 () 時 分頃										
拾得場所	<input type="checkbox"/> 競技会場 () <input type="checkbox"/> 駐車場 () <input type="checkbox"/> 練習会場 () <input type="checkbox"/> その他 ()										
拾得者	住所	〒									
	氏名	フリガナ			電話	自宅		携帯			
物件	現金	総額		金額内訳							
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種
	物	種類	特徴(形状・模様・材質等)						点数		
品											
権利放棄等の意思	上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。										
	遺失者に対して <input type="checkbox"/> 氏名・住所 <input type="checkbox"/> 電話番号を告知することに同意します。 拾得者氏名 _____ (自署)										
個人情報関連物件は、遺失物法第35条の規定により、定められた期間が経過しても所有権を取得できない場合があります。 <input type="checkbox"/> 了解しました。 ※所有権を放棄しない場合のみ記入											
注意事項		1 この預り書(写し)は、確認のために必要となる場合があることから紛失しないよう保管ください。 2 あなたは、拾得物の評価額5～20%の1/2の範囲内で報労金(お礼)を受け取ることが出来ます。 3 落とし主が判明しない場合は、本日から1週間以内につがる警察署へ提出します。なお、警察署への提出後、3カ月以内に落とし主が判明しない場合は、あなたがこの拾得物の所有権を取得します。 4 注2・注3について、拾得後24時間経過した場合や権利放棄された場合は、該当しません。									
		上記の物件を預かりました。 _____ 年 月 日 青の煙きあおもり国スポ・陸スポ つがる市実行委員会 会長 拾得物取扱担当者 _____ (自署) ※ 拾得物取扱担当者氏名がないものは無効									

※ 太枠内部分は、必ず自署(拾得者本人が記入)してください。

様式第3号

様式第3号

競技名(種別) _____ 受理会場 _____

拾得物一覧簿

受理番号	受理日時	拾得日時	拾得場所	物件(種類及び特徴等)			拾得取扱担当者氏名	備考
				現金	物品	形状・模様・材質等	返還取扱担当者氏名	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

様式第 4 号

様式第 4 号

競技名 _____
 競技会場 _____

遺失物届出一覧表

届出		遺失			届出取扱者	取扱経過
番号	日時	日時	場所	返還取扱者		
	月 日 時 分	月 日 時 分			<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継	
遺失者		(住所) (氏名) (電話)				
遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金 <small>※総額、金額等を記入</small>	物品 <small>※名称、色等を記入</small>	特徴等 <small>※その他等を記入</small>			
	月 日 時 分	月 日 時 分			<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継	
遺失者		(住所) (氏名) (電話)				
遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金 <small>※総額、金額等を記入</small>	物品 <small>※名称、色等を記入</small>	特徴等 <small>※その他等を記入</small>			
	月 日 時 分	月 日 時 分			<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継	
遺失者		(住所) (氏名) (電話)				
遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金 <small>※総額、金額等を記入</small>	物品 <small>※名称、色等を記入</small>	特徴等 <small>※その他等を記入</small>			
	月 日 時 分	月 日 時 分			<input type="checkbox"/> 月 日返還済 <input type="checkbox"/> 実行委員会引継	
遺失者		(住所) (氏名) (電話)				
遺失物の種類 および特徴等 (出来るだけ詳しく)	現金 <small>※総額、金額等を記入</small>	物品 <small>※名称、色等を記入</small>	特徴等 <small>※その他等を記入</small>			

※ 届出番号は連番とし、遺失時間が不明瞭な場合は〇〇分頃と記載すること。

様式第 4 号

様式第 4 号

競技名(種別) _____ 受理会場 _____

拾得物閲覧簿

受理 番号	記載日	拾得日時	拾得場所	物 件		備 考
				現 金	物 品	
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				

様式第5号

様式第5号

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾得日時		年 月 日 () 時 分頃	
拾得場所		<input type="checkbox"/> 競技会場 () <input type="checkbox"/> 駐車場 () <input type="checkbox"/> 練習会場 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
拾 得 物 件	現金	金 _____ 円	
	物 品	種類	特徴等 (形状・模様・材質等)
上記の物件を受領しました。 _____ 年 月 日 青の煌めきあおり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ (自署) 電 話 _____ () _____			
返還時本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 () ※本人確認は2名以上で行うこと		
備考	返還取扱者	(自署)	

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

様式第5号

様式第5号

拾得物個票

受理番号	第 号	
受理日時	年 月 日 時 分頃	
拾得日時	年 月 日 時 分頃	
拾得者		
物件	現金	
	物品	
拾得取扱 担当者氏名		

様式第6号

様式第6号

年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長

委任状

【代理人（受取りに来られる方）】

〒 _____
住 所 _____

氏 名 _____

委任者との関係 _____

わたし（委任者）は上記の者を代理人と定め、青の煌めきあおもり国スポ等における遺失物の受取りに係る一切の権限を委任します。

【委任者（頼む方）】

〒 _____
住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____ () _____

注：本委任状は、すべて委任者（頼む方）が自署してください。

様式第6号

様式第6号

競技名（種別） _____ 受理会場 _____

遺失物届出書

届出番号	第 号
届出日時	年 月 日 () 時 分
遺失日時	年 月 日 () 時 分頃
遺失場所	

遺失者	住所	〒 _____		
	氏名	フリガナ _____	電話 _____	自宅 _____ 日中連絡先 _____

物件	現金	(総額) _____ 円		
	物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)	点数

備考 _____

上記の旨について、誤りが無いことに同意します。
年 月 日
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長
署名 _____ (自署)

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

※拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合			
返還取扱担当者氏名		拾得物受理番号	第 号
処 理	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に連絡	年 月 日 時 分	
	<input type="checkbox"/> 遺失者に返還(郵送の場合は着払い)	年 月 日 時 分	
拾得者の氏名等告知の同意がある場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の氏名等告知	年 月 日 時 分	
	拾得者が権利を放棄しない場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の権利説明	年 月 日 時 分
		<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知書の送付	年 月 日 時 分

様式第7号

様式第7号

警察署長 様

拾得物提出書

年 月 日

住 所 _____
 事務所名 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
 代表者名 会 長 _____
 担当者名 事務局 _____
 電話番号 _____

以下の物件を拾得したので届け出ます。なお、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会は一切の権利を放棄します。
 競技名(種別) _____ 受理会場 _____

番号	現金(内訳)	物品	拾得日時・場所	拾得者の住所、氏名、電話番号	権利	権利放棄	氏名等告知の同意	受理日時
	内訳		月 日 () 時 分頃		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
	内訳		月 日 () 時 分頃		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
	内訳		月 日 () 時 分頃		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
	内訳		月 日 () 時 分頃		<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	<input type="checkbox"/> 費用請求権 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	

様式第7号

様式第7号

競技名(種別) _____ 受理会場 _____

遺失物届出書(控え)

届出番号	第 号			
届出日時	年 月 日 () 時 分			
遺失日時	年 月 日 () 時 分頃			
遺失場所				
遺失者	住所	〒 _____		
	氏名	フリガナ _____	電話 _____ 自宅 _____ 日中連絡先 _____	
物件	現金	(総額) _____ 円		
	物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)	
				点数
備考				
上記の旨について、誤りが無いことに同意します。 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長 署名 _____ (自署)				

様式第8号～様式第13号(略)

青の煌めきあおもり国スポつがる市売店募集要領

1 趣旨

この要領は、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」において、本市で開催する競技会への売店出店者の募集に関し、青の煌めきあおもり国スポつがる市売店設置運営要項（以下「設置運営要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所、設置期間及び募集数

売店の設置場所、設置期間及び募集数は競技ごとに次の表のとおりとし、設置期間中の途中開設・閉設は原則として認めないものとする。ただし、募集状況、出店状況等に応じて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）はこれを変更できるものとする。

競技名	設置場所	設置期間	募集数
バレーボール (少年女子)	伊藤鉱業アリーナつがる	令和 8 年 10 月 11 日 (日) ～14 日 (水) 4 日間	7
柔道 (全種別)		令和 8 年 10 月 17 日 (土) ～19 日 (月) 3 日間	7

※開設時間は原則として競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分後までとする。
ただし、実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

3 出店位置・出店規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、原則として 1 店舗当たり 1 ブース約 20 m²（2 間×3 間テント）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じて調整できるものとする。

なお、ケータリングカーにて出店する場合、ケータリングカー 1 台を 1 ブース相当とする。

4 実行委員会が準備するもの（1 ブースあたり）

- (1) テント（2 間×3 間）1 張（横幕を含む。）
- (2) 長机 6 台以内
- (3) 椅子 4 脚以内

※ケータリングカーにて出店する場合は、上記の準備は行わないものとする。

5 出店者が準備するもの

発電機や給排水設備等については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならない。

6 経費の負担

(1) 売店の出店における設置運営要項 8(2)に規定する出店料は、1 ブースあたり次のとおりとする。ただし、0.5 ブースで出店する場合は、その半額とする。

ア つがる市内に店舗を有して営業をしている者：1日あたり 2,500 円

イ 上記以外：1日あたり 5,000 円

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 郷土物産品

(3) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等で仕込みをされたものを使用し、提供直前に加熱等、簡単な調理（かける、はさむ、注ぎ分ける等）をされたものであること。

(4) その他実行委員会が特に必要と認めるもの

8 出店者の条件

売店の出店者は、(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に、1年以上つがる市内に店舗を有して、営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会以降の国体（国民スポーツ大会含む。）又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件の全てに該当する者

- ア 原則として、該当する競技会開始日から終了日まですべての期日で出店し、この要領で定める開設時間を遵守すること。
- イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ウ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を出店者の負担で実施できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。
- カ 申請日時点において、所在地の市町村税の滞納がなく、2年以内に滞納処分を受けていないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。また、従業員として、暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

9 出店申請

売店出店において、設置運営要項9に規定する出店申請に必要な書類については次のとおりとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) 出店者および従業員の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行した写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (6) 市町村税の未納がないことが分かる書類（滞納がない証明書、納税証明書（写し可、発行から3箇月以内のもの））
- (7) その他実行委員会が必要と定めたもの

10 提出方法

出店希望者は、出店を希望する競技ごとに所定の申請書等（様式第1号から第4号まで）を作成の上、必要な添付書類とともに実行委員会事務局へ持参又は郵送（締切日必着）で受付期間内に提出すること。

11 受付期間

出店申請の受付期間は、次のとおりとする。

なお、窓口を持参する場合は平日の9時から17時までとする。

競技名	受付期間
バレーボール (少年女子)	令和8年4月22日～5月15日
柔道 (全種別)	

12 出店者の選定

(1) 実行委員会は、第9に規定する申請があったときは、この要領、設置運営要項に基づき、適当であると認めたものを出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

ア 売店における販売品目を取り扱う地元の商工関係及び組合等の団体並びに社会福祉法人などの社会福祉団体等

イ 障害者就労施設等

ウ その他実行委員会が適当と認める者

(2) 出店者として選定した者に対しては、売店許可決定通知書を交付する。

13 その他

(1) 売店の出店申請及び運営については、この要領に定めるもののほか、設置運営要項に基づき行うことから、同要項を必ず確認し、遵守すること。

(2) 各様式は実行委員会のホームページからダウンロードすること。また、書類の郵送費用等申請に要する費用は応募者の負担とする。

(3) 実行委員会は、申請書類の内容確認のため、関係官庁に照会又は調査を依頼することができるものとする。

(4) 危険物等の取扱いについては関係法令に従って適切に実施すること。

(5) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書(様式第3号)に従い、1出店者につき1台の駐車許可証を交付する。

(6) ケータリングカーでの出店を希望する場合、出店位置が他売店の出店エリアと隣接しない場合がある。

(7) 競技会場では、大会関係者への弁当の斡旋や、選手・監督などの大会

関係者のみ利用できるエリア内で無料ドリンクや銘菓をふるまうコーナーが設置される予定です。

- (8) 提出された書類に含まれる個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。
- (9) 出店者の決定後、出店者説明会を実施します。日程については、後日、お知らせします。

14 提出・問い合わせ先

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会事務局

(つがる市総務部 国スポ・障スポ推進室 内)

〒038-3138 つがる市木造若緑 52

TEL : 0173-49-1193 FAX : 0173-49-1212

E-mail : kokusupo@city.tsugaru.lg.jp

青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における情報通信業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 情報通信業務の種類

(1) 競技会運営に関する通信

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、競技団体等の協力のもと、競技会場、練習会場等に必要な通信機器を設置し、式典及び競技会の円滑な運営を図る。

(2) 記録業務に関する通信

実行委員会は、各競技会場に必要な通信機器を設置し、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会、競技団体と連携し、迅速かつ正確な記録情報の送受信を行い、記録業務の円滑な運営を図る。

(3) 輸送・交通業務に関する通信

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送及び各競技会場等の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通の円滑な運営を図る。

(4) 消防防災・警備業務に関する通信

実行委員会は、関係機関・団体と連携して、消防防災・警備業務の実施に必要な通信体制を確立する。

(5) 大会参加者等の便宜に関する通信

実行委員会は、交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報及び競技結果をインターネット等で迅速に提供するサービスを実施し、大会参加者等の便宜を図る。

3 通信機器

前項の業務を遂行するために使用する通信機器は、概ね次のとおりとする。

(1) 携帯電話

(2) 無線通信機器

(3) パソコン

- (4) ファクシミリ
- (5) タブレット端末

4 設置

- (1) 携帯電話、無線通信機器及びタブレット端末は、大会運営上必要と認める者に携帯させる。
- (2) パソコン及びファクシミリは、実施本部、競技会場その他の必要な個所に設置する。
- (3) 通信機器の設置については、大会運営に支障のない日時までに完了することとし、使用は原則として大会開催期間中とする。
- (4) 設置数、使用時間及び設置場所等については、競技団体及び関係機関・団体と協議のうえ決定する。

5 通信機器の管理及び保管

競技会場等に通信機器を取り扱う管理責任者を置き、通信機器の管理及び保管を統括する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、情報通信業務の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月21日から施行する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市開催競技旅費等支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、つがる市で開催される青の煌めきあおもり国スポ競技会（以下「競技会」という。）の運営従事者に対して支給する交通費、諸費及び宿泊費（以下「旅費等」という。）について、その支給に関する基本的事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 競技会の運営従事者のうち、この規程で定める旅費等の支給対象となる者は、次のとおりとする。ただし、別に旅費等の支給を受ける場合は、この限りではない。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

(支給対象期間)

第 3 条 支給対象となる者のうち、旅費等の支給対象期間は、次のとおりとする。

- (1) 競技会及び公式練習を実施する期間
- (2) 競技会の準備及び練習会場の運営など、実行委員会が必要と認めた期間

(支給額等)

第 4 条 旅費等の支給基準及びその支給額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で支給する。

(支給事務の委託)

第 5 条 旅費等の支給事務は、競技団体へ委託することができるものとする。

(その他)

第 6 条 この規程に定めない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 21 日から施行する。

別表（第4条関係）

対象者	支給区分		支給基準	
			支給の有無	説明
競技役員	交通費	市内	支給しない	ただし、競技運営上、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
		市外	支給する	居住地の最寄駅から木造駅までの往復運賃を支給する。ただし、経路から鉄道を除く旅行が効率的であると実行委員会が認めた場合はこの限りではない。
	諸費		支給する	1人1日当たり2,200円を支給する。
	宿泊費		支給する	<p>合同配宿センターを通じて宿泊した場合に、青の煌めきあおもり国スポ宿泊要項で定める1泊2食相当額の料金を支給する。</p> <p>入湯税並びに宿泊税対象施設に宿泊した場合は、別途入湯税及び宿泊税相当額を加算する。</p> <p>宿泊費は、実行委員会が競技運営上、必要と認めた場合に限り支給する。</p>
競技補助員	交通費		支給しない	原則として支給しない。ただし、競技運営上、実行委員会が必要と認めた場合は、在学地を起点として競技役員の例により支給する。
	諸費		支給しない	
	宿泊費		支給しない	

※実行委員会が計画輸送する場合は、その輸送区間については交通費を支給しない。

青の煌めきあおもり国スポつがる市炬火イベント実施要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市式典基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する炬火イベントについて、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

炬火イベントは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催に向けた機運醸成を図るとともに、市民の郷土愛や一体感を高めるため、市民参加のもと実施する。

また、簡素・効率化を心がけながらも、本市の特色を生かしたイベントになるよう、工夫を凝らして実施する。

3 実施内容

(1) 炬火イベント・集火式

市内で開催される多くの市民が集まる既存のイベント等と連携、またはイベントを企画して、市民参加のもと採火（火おこし）を実施するとともに、採火で誕生した火を「つがる市の火」として一つに集める集火式を実施する。

(2) 日程

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が行う炬火の集火式までに行う

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和 8 年 4 月 21 日から施行する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市式典実施要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市式典基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」において、本市で開催される競技会の式典の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心から称え、多くの方が喜びと感動を分かち合えるものとする。内容については、選手のコンディション及び競技運営に配慮した上で、競技団体、関係機関等と協力し、簡素化に努める。

3 式典運営

式典の運営は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）、競技団体及び関係機関等が連携して行う。

4 式典内容

式典の内容は、概ね次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等を配慮し、必要に応じて変更できるものとする。

開始式	表彰式
開式通告	開式通告
競技会開始宣言	成績発表
国旗掲揚（儀礼）	表彰状授与
大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗掲揚（儀礼）	大会会長トロフィー授与
大会会長トロフィー返還	閉会のあいさつ
開会のあいさつ	歓送のことば
歓迎のことば	国旗降納（儀礼）
選手宣誓	大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗降納（儀礼）
閉式通告	競技会終了宣言
	閉式通告

5 式典音楽

式典音楽は、原則としてCD等を使用する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、式典の実施に必要な事項は、実行委員会、競技団体等が協議の上、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月21日から施行する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当料金

青の煌めきあおもり国スポ宿泊要項（令和 6 年 12 月 12 日 令和 6 年度第 3 回国民スポーツ大会委員会決定）により、昼食弁当の料金は、お茶を含めて 1, 100 円以内（税抜）と決定したため、青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調達実施要項に基づく、弁当（付属品を含む。）の料金については、次の表のとおりとする。

種類	青の煌めきあおもり国スポ（本大会）	
	斡旋弁当	支給弁当
概要	選手・監督等の申込者から弁当料金を徴収して配布する弁当	大会運営を支える役員や係員等向けに実行委員会が弁当料金を負担して配布する弁当 ※うち競技会係員（市職員）は料金自己負担
提供対象者	選手・監督、都道府県本部役員、視察員、報道員	大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、医師・看護師、ボランティア、競技会係員
取扱期間	国スポ開催期間（公式練習日を含む）	
単価(税込)	1, 188 円	864 円
弁当付属品	お茶、割り箸、爪楊枝、お手拭き、持ち運び用袋	
容器等	外箱のデザイン等を市実行委員会で作成し、弁当調製施設に提供する。	

（参考）先催市の状況

開催市名	斡旋弁当（税込）	支給弁当（税込）
佐賀市（R6 佐賀国スポ）	1, 080 円	700 円
鹿児島市（R5 鹿児島国体）	972 円	700 円
宇都宮市（R4 栃木国体）	972 円	756 円
津市（R3 三重国体）	972 円	756 円

令和 8 年 4 月 21 日
第 2 回常任委員会 決定

青の煌めきあおもり国スポつがる市救護所設置計画

【正式競技（本会期）】

（単位：人）

競技名	競技会場名	救護所 設置数	職種	10月											計
				10日 (土)	11日 (日)	12日 (月)	13日 (火)	14日 (水)	15日 (木)	16日 (金)	17日 (土)	18日 (日)	19日 (月)	20日 (火)	
バレーボール (少年女子)	伊藤鉱業ア リーナつがる	2ヶ所	医師												
			看護師												
			保健師		2	2	2	2							
柔道	伊藤鉱業ア リーナつがる	3ヶ所	医師									3	3	3	9
			看護師												
			保健師						2	2	1	1	1		7
			柔道整復師								2	2	2		6
計		5ヶ所	医師									3	3	3	9
			看護師												
			保健師		2	2	2	2	2	2	1	1	1		15
			柔道整復師										2	2	2

※ 柔道競技の15日・16日は公式練習日

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、つがる市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) つがる市を代表する者
- (2) つがる市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、つがる市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから第19条第1項の規定により実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任する事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分すること

ができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年6月19日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会」とあるの

は「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」と、「第 80 回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ」と、「第 25 回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「青の煌^{きら}めきあおもり障スポ」と読み替える。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会名簿

【会長】

(順不同・敬称略)

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市	つがる市	市長	倉光 弘昭

【副会長】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市議会	つがる市議会	議長	木村 良博
2	市	つがる市	副市長	今 正行
3	市教委	つがる市教育委員会	教育長	山谷 光寛
4	スポーツ	特定非営利活動法人つがる市スポーツ協会	会長	成田 昭司
5	宿泊・観光	つがる市観光物産協会	会長	川嶋 大史
6	産業・経済	つがる市商工会	会長	長内 明彦

【常任委員】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市議会	つがる市議会	副議長	長谷川 榮子
2		つがる市議会議会運営委員会	委員長	佐々木 慶和
3		つがる市議会総務経済建設常任委員会	委員長	田中 透
4		つがる市議会教育民生常任委員会	委員長	成田 博
5	スポーツ	青森県バレーボール協会	会長	大瀬 良一
6		青森県柔道連盟	会長	豊嶋 弘文
7	学校	つがる市校長会	会長	蒔苗 元紹
8		青森県立木造高等学校	校長	三上 保
9	産業・経済	きづくり商店街振興会	会長	長谷川 靖久
10	社会団体等	つがる市自治会連合会	会長	白戸 英行
11	医療・福祉	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	会長	白戸 英行
12		一般社団法人西北五医師会	理事	宮重 希典
13	警備・消防	つがる市消防署	署長	小山内 滋
14	通信・輸送	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社五所川原駅	駅長	高橋 賢
15		弘南バス株式会社	代表取締役社長	工藤 智久
16	市	つがる市総務部	部長	葛西 正美
17		つがる市財政部	部長	葛西 明仁
18		つがる市民生部	部長	川越 七重
19		つがる市健康福祉部	部長	石岡 秀子

20	市	つがる市経済部	部長	佐々木 雅規
21		つがる市建設部	部長	高橋 隆治
22		つがる市教育委員会教育部	部長	小田桐 勇人
23		つがる市議会事務局	事務局長	野呂 雅人
24		つがる市監査委員事務局	事務局長	秋田 俊
25		つがる市農業委員会事務局	事務局長	中野 拓哉
26		つがる市選挙管理委員会事務局	事務局長	中田 良子
27		つがる市消防本部	消防長	工藤 康人

【委員】

番号	区分	所属機関・団体	役職名	氏名
1	スポーツ	青森県柔道連盟	理事長	盛 広
2		つがる市バレーボール協会	会長	山口 修一
3		つがる市柔道協会	会長	成田 正人
4		つがる市スポーツ少年団	本部長	田中 正治
5	社会団体等	ごしょつがる農業協同組合	代表理事組合長	山本 康樹
6		つがるにしきた農業協同組合	代表理事組合長	山中 満春
7		つがる市子ども会育成連絡協議会	会長	原田 正志
8		つがる市姉妹都市協会	会長	清野 幸喜
9		つがる市連合婦人会	会長	尾野 洋子
10		つがる市老人クラブ連合会	会長	柴谷 松雄
11		つがるライオンズクラブ	会長	奈良 衛
12		つがるロータリークラブ	会長	葛西 孝信
13		公益社団法人つがる市シルバー人材センター	理事長	山谷 吉信
14	医療・福祉	西つがる歯科医師会	会長	大戸 勲
15		一般社団法人青森県薬剤師会西北五支部	担当委員	福士 則明
16		公益社団法人青森県看護協会西北五支部	第2副支部長	櫻庭 あゆみ
17	宿泊・観光	つがる地球村株式会社	代表取締役	今 正行
18		株式会社つがる総合商社 柏ロマン荘	支配人	水上 昌弘
19		有限会社稲垣温泉ホテル	代表取締役	片山 貴善
20		宗教法人高山稲荷神社	宮司	工藤 均
21	通信・輸送	日本郵便株式会社木造郵便局	局長	平川 満彦
22		株式会社トーオ開発	統括運行管理課長	齋藤 充
23		株式会社つがるバス	代表取締役	小寺 貴英
24		株式会社木村タクシー	代表取締役	東條 一彦
25		有限会社朝日タクシー	取締役	吉田 実佐子

26	通信・輸送	つがる交通有限会社	代表取締役	藤田 典史
27	警備・消防	つがる地区交通安全協会	会長	片山 徳明
28		つがる地区交通指導隊	総隊長	成田 弘志
29		つがる市消防団	団長	三浦 孝純

【監事】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市	つがる市	代表監査委員	台丸谷 績
2		つがる市	会計管理者	木津 裕人

【顧問】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	県議会	青森県議会	議員	三橋 一三
2	市議会	つがる市議会	議員	平田 浩介
3		つがる市議会	議員	三橋 あさみ
4		つがる市議会	議員	山内 勝
5		つがる市議会	議員	秋田谷 建幸
6		つがる市議会	議員	齊藤 渡
7		つがる市議会	議員	佐々木 敬藏
8		つがる市議会	議員	佐藤 孝志
9		つがる市議会	議員	野呂 司
10		つがる市議会	議員	天坂 昭市
11		つがる市議会	議員	成田 克子
12		つがる市議会	議員	平川 豊
13		つがる市議会	議員	山本 清秋
14		つがる市議会	議員	高橋 作藏
15		市教委	つがる市教育委員会	委員
16	つがる市教育委員会		委員	帯川 圭太
17	つがる市教育委員会		委員	佐藤 勢津子
18	つがる市教育委員会		委員	出町 義成
19	つがる市教育委員会		委員	鎌田 常芳
20	警備・消防	つがる警察署	署長	今井 貴美

【参与】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	報道	株式会社東奥日報社 つがる支局	支局長	宮川 学
2		株式会社陸奥新報社 五所川原支社	支社長	下山 高秋

3	報道	株式会社読売新聞社 弘前支局	支局長	野口 賢志
4		株式会社朝日新聞社 青森総局	総局長	稲崎 航一
5		株式会社毎日新聞社 青森支局	支局長	足立 旬子
6		株式会社河北新報社 青森総局	総局長	村上 俊
7		一般社団法人共同通信社 青森支局	支局長	草木 章裕
8		株式会社時事通信社 青森支局	支局長	落水 浩樹
9		青森放送株式会社 五所川原支局	支局長	秋田 巧平
10		青森朝日放送株式会社 弘前支社	支社長	杉田 浩康
11		日本放送協会 青森放送局（弘前支局）		小澤 優子

会長：1名，副会長：6名，常任委員：27名，委員：29名，監事：2名，顧問：20名，参与：11名
合計：96名